

国民健康保険税のしおり

(シリーズ5)

予算の中で国保税をどうきめるか……

前号で、予算や条例のきめ方のあらましをおつたえしました。この予算案をつくる作業のなかで、翌年度の医療費の見通しと、国の負担金やその他の収入の見積りがつくと、国保税はどのくらい必要かが明らかになってきます。いっぽう、過去の資料から、国保税計算の基礎となる被保険者全体の所得や固定資産税の動向、被保険者の人数や世帯数の伸びが推計されます。

そこで、その所得や固定資産税などの推計をもとに、必要な国保税をあてはめてみると、今までの税率で過不足がないかどうかわかります。それによって条例の改正、つまり税率を変更する必要があるかどうかきまってくるのです。

国保税の成り立ちは……

国保税は、被保険者の病気やけがという、思いがけない事故に対して、保険という技術を利用して給付を行なうことを目的とすることから、応能原則と応益原則を取り入れ、課税することになっています。

応能原則

被保険者の所得や、固定資産の所有の大小という能

力に応じての負担をいい、所得割と資産割がこれにあたります。

応益原則

所得などの能力に関係なく、被保険者であれば均等に負担する部分で、被保険者均等割、世帯別平等割がこれにあたります。国保税全体のなかで、応能原則と応益原則の割合がどの位かということ「課税割合」といいますが、光町の62年度の課税割合は応能割合が75.45パーセント、応益割合が24.55パーセントとなっています。(なお、いまこの応益割合を高めようとする、所得の低い方がたの負担がなお重くなる結果となります。)

税率のきめかたは……

その年度に必要な国保税を応能割合と応益割合に振りわけ、さらに所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の割合に振りわけると、それぞれの総額に分割されます。

この、それぞれに分割された総額を、所得や固定資産税、被保険者の数や世帯数に応じてわりあてて(あん分するといいます。)得られた率や額が税率(あん分率といいます。)となるのです。

—— 治療より、予防がきめる国保税 ——

(つづく)

税を考えて

光中三年 伊橋綾子

「税金」が私たちの身のまわりで、大切な役割をはたしていることが表現されている作品でした。
入賞作品は次のとおりです。

今までによく『たばこは地元の販売店で買いました』という標語を聞いたたり、見たりしてきた。そんな時、私は、自分で吸うたばこのなかに、どうして地元で買わなければいけないんだろうと不思議に思っていた。

また、父や母が、毎月給料日になると、明細の紙を見ながら、「税金が高いわね。でも、お互い様だから、しかたがないわね。」と、話しているのをよく聞いている。また毎月一日になると七十八才の祖父が早起きをして「税金を集めてくる」と、言

って出かける。「税金」私は今までの言葉は知っていたが、意味がわからなかった。知ろうとしなかった。自分達には関係のないものとしていたのだ。ただ、小学生の時、新校舎の建築が始まると、先生が、

「新しい学校を作るのも、新しい机やイスを買うにも、みんなあなたの方のお家で税金を納めるのが、もたないでいるんですよ。」と、話してくれたのを覚えている。

税には、直接税、間接税というのがあ

税について考えだして、日常の生活を見直してみると、私達の生活は、直接的に納めている税と、品物等を買って知らず知らずのうちに納めている間接税などによって毎日過ごしている事がわかった。税についての参考書を調べて見ると教育費もずいぶん大きい。中学生一人当たり、五十五万円も一年間にかかるということだ。

人という字は二画から成っている。どちらが支え合ってできている字だと、聞いたことがある。世の中は、人が支え合っている、大きなかたまり。そう考えると、人という字の二画は、生活、もう一画は税と考えてもいいような気がする。大人になったら、私もいろいろな税の事を、もともと身近に考えるようになることだろう。今まで、何も考えずに過ごしてきた、税というもの。大人の人達が納税してくれているおかげで、楽しい学校生活も送れているのだ。今は税について考えるだけしかできない私達だが、一生懸命勉強していくことも、納税をしてくれている人達への恩返しになるのかもしれない。

光中三年 鈴木修一君の作品

